

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 教育総務課

許認可等の内容	奨学金の貸付けの決定	教 No. 1
---------	------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市奨学金貸付条例施行規則第 2 条
審査基準	関係条項	鹿沼市奨学金貸付条例第 3 条 鹿沼市奨学金貸付条例施行規則第 4 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 奨学生は、次に該当する者の申請に基づき、鹿沼市教育委員会(以下「教育委員会」という。) が決定する。 (1) 本市に住所を有し、学資に困窮している者。ただし、大学又はこれと同様の学校に在学することによって住所を有しなくなった者については、在学中本市に住所を有しているものとみなす。 (2) 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号) に基づく高等学校、専修学校の高等課程、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の専門課程、短期大学又は大学に在学している者 (3) 修学の意欲があり、かつ、品行方正である者 (4) 確実な連帯保証人を付することができる者 2 連帯保証人は、次に掲げる者とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (1) 連帯保証人のうち 1 人は、奨学生の保護者又は未成年後見人(以下「保護者等」という。) (2) 前号以外の連帯保証人は、奨学生及びその保護者等と生計を別にする市民であって、かつ、教育委員会が返還の能力を有すると認めるもの 3 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。) は、奨学金貸付申請書(様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 (1) 出身学校長又は在学学校長の奨学生推薦書(様式第 2 号) 若しくは大学入学資格検定合格者は合格証明書 (2) 在学証明書 (3) その他教育委員会が必要と認める書類
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 8 年 1 月 1 日変更(奨学生の範囲の拡大及び連帯保証人の資格の厳格化) 平成 年 月 日変更()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5 0 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 教育総務課

不利益処分の内容	卒業した場合の奨学金の返還	教 No. 3
----------	---------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市奨学金貸付条例第 7 条第 1 項
処分基準	関係条項	鹿沼市奨学金貸付条例第 7 条第 4 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 奨学金は、卒業した日から 1 年を経過した日の属する月の翌月から次に掲げる期間において、月賦、半年賦又は年賦により、これを返還しなければならない。 (1) 高等学校等の奨学生であった者については、貸付けを受けた期間の 2 倍に相当する期間 (2) 大学等の奨学生であった者については、貸付けを受けた期間の 2 . 5 倍に相当する期間(1 年未満の端数があるときは、これを切り上げた期間) (3) 継続して高等学校等及び大学等の奨学生であった者については、それぞれの貸付けを受けた期間を加算した期間の 2 倍に相当する期間 2 奨学生であった者の希望により、第 1 項の返還の始期又は期間を短縮することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 8 年 1 月 1 日変更(学校ごとの期間の見直し) 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 教育総務課

不利益処分の内容	退学等した場合の奨学金の返還	教 No.4
----------	----------------	--------

根拠法令及び条項		鹿沼市奨学金貸付条例第 7 条第 2 項
処分基準	関係条項	鹿沼市奨学金貸付条例第 7 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 奨学生が退学し、又は奨学金を辞退したとき、若しくは奨学金の貸付けを廃止されたときは、前項に準じ奨学金を返還しなければならない。 2 前項の規定 奨学金は、卒業した日から 1 年を経過した日の属する月の翌月から次に掲げる期間において、月賦、半年賦又は年賦により、これを返還しなければならない。 (1) 高等学校等の奨学生であった者については、貸付けを受けた期間の 2 倍に相当する期間 (2) 大学等の奨学生であった者については、貸付けを受けた期間の 2 . 5 倍に相当する期間(1 年未満の端数があるときは、これを切り上げた期間) (3) 継続して高等学校等及び大学等の奨学生であった者については、それぞれの貸付けを受けた期間を加算した期間の 2 倍に相当する期間
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 8 年 1 月 1 日変更(学校ごとの期間の見直し) 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 教育総務課

許認可等の内容	返還猶予	教 No. 6
---------	------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市奨学金貸付条例第 8 条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 教育委員会は、奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の経済的事情を考慮して奨学金の返還を猶予することができる。 (1) 上級学校へ入学したとき。 (2) 病気その他正当な理由により奨学金の返還が困難であるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 0 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 教育総務課

許認可等の内容	準備金の貸付けの決定	教 No.11
---------	------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市高等学校等入学準備金貸付条例第 4 条第 2 項
審査基準	関係条項	鹿沼市高等学校等入学準備金貸付条例第 3 条 鹿沼市高等学校等入学準備金貸付条例施行規則第 5 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 準備金の貸付けを受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 生徒が進学する意欲があり、かつ、品行方正である者 (2) 保護者が本市に 1 年以上引き続いて居住している者 (3) 確実な連帯保証人が得られる者 (4) 準備金に困窮している者 2 教育委員会は、申請があったときは、実情を調査し、適当と認める者に対し貸付けを決定する。 3 連帯保証人は、借受人と生計を別にする本市の住民であって、かつ、教育委員会が返還の能力を有すると認めるものでなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 8 年 1 月 1 日変更(要件の見直し) 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 0 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 教育総務課

不利益処分の内容	準備金の返還	教 No. 1 2
----------	--------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市高等学校等入学準備金貸付条例第 7 条
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 準備金は、所定の修学期間(大学等に進学したときは、大学等の修学期間を含む。) が終了した月の翌月から起算して 1 年据え置き 2 年以内の期間に返還しなければならない。ただし、借受人の都合により繰上げ返還することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 学校教育課

許認可等の内容	小学校等又は中学校等への就学義務の猶予又は免除	教 No.17
---------	-------------------------	---------

根拠法令及び条項		学校教育法第 1 8 条 学校教育法施行規則第 3 4 条			
審査基準	関係条項				
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 () (保護者から「就学義務猶予 (免除) 願」と学校長からの申し添え等の証明書を併せて学校を通して提出を受け、事務処理を行うため。)			
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日変更 ()
		平成	年	月	日変更 ()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日 (休日は含まない。)			
	設定等年月日	平成 2 1 年	3 月	1 日	設定
		平成	年	月	日変更 ()
		平成	年	月	日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 学校教育課

許認可等の内容	使用許可	教 No.18
---------	------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市スクールバスの管理及び運行規則第 4 条
審査基準	関係条項	鹿沼市スクールバスの管理及び運行規則第 3 条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 バスの使用範囲は、次のとおりとする。 (1) 鹿沼市立西中学校の生徒のうち、引田、下大久保、上大久保、草久、 下久我、上久我、佐目町、油田町、下南摩町、西沢町、上南摩町及び 旭が丘から通学する生徒の登下校輸送 (2) 鹿沼市立北中学校の生徒のうち、板荷から通学する生徒の登下校 輸送 (3) 鹿沼市立栗野中学校の生徒のうち、中栗野、入栗野、中粕尾、上粕 尾、下永野、上永野、深程及び北半田から通学する生徒の登下校輸送 (4) 鹿沼市立西小学校 (以下「西小学校」という。) の児童であって、 引田、下大久保、上大久保、草久、酒野谷及び下沢のうち西小学校か ら 4 キロメートル以遠の地区から通学する児童の登下校輸送 (5) 鹿沼市立加園小学校の児童のうち、下久我及び上久我から通学す る児童の登下校輸送 (6) 鹿沼市立栗野小学校の児童のうち、中栗野 (いくさば橋の北側に限 る。) 及び入栗野から通学する児童の登下校輸送 (7) その他児童及び生徒の団体輸送等で、教育上特に必要と認める場 合
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (栗野第 2 小学校の統合による) 平成 3 0 年 4 月 1 日変更 (西大芦小学校の統合による) 平成 3 1 年 4 月 1 日変更 (久我小小学校の統合による) 令和 8 年 4 月 1 日変更
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1 5 日 (休日は含まない。)
標準 処理 期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日変更 (バス運行業者の変更による)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 学校教育課

許認可等の内容	使用許可	教 No.18
---------	------	---------

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.23
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市民情報センター条例第5条
審査基準	関係条項	鹿沼市民情報センター条例第6条 鹿沼市民情報センター条例施行規則第5条 社会教育法第23条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市民情報センター利用の許可の基準 1 情報センター利用許可申請に対する許可(条例第5条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、指定管理者の承認を得なければならない。 2 情報センター利用許可基準(条例第6条) 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 (5) センターの利用に当たっては、(1)から(4)までの規定のほか、社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定を準用する。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年11月 1日設定 平成16年 8月 1日変更(許認可基準の明確化) 平成18年 4月 1日変更(指定管理者制度導入に伴う改正) 平成25年 3月 1日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成11年11月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.23
---------	-------	---------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	3 社会教育法第 23 条の規定 公民館は、次の行為を行ってはならない。 (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 (3) 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。 4 利用許可の申請 (規則第 5 条) (1) 申請者は、鹿沼市民情報センター利用許可申請書 (様式第 1 号。以下この条において「申請書」という。) を指定管理者に提出しなければならない。 (2) (1) の申請書の提出は、センターを利用しようとする日 (以下「利用日」という。) の属する月の前 3 月から利用日までの期間内とする。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 (3) (2) 本文の場合において、初めて申請者となるときは、利用日から起算して前 5 日までに申請書を提出しなければならない。
------	---------------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容	使用料の減免	教 No.26
---------	--------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市民情報センター条例第 1 3 条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 鹿沼市民情報センター使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 1 年 1 1 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更(減免規定の明確化) 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 1 1 年 1 1 月 1 日設定 平成 2 1 年 3 月 1 日変更(標準処理期間の延長(1 日 7 日)) 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.29
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼文化活動交流館条例第5条
審査基準	関係条項	鹿沼文化活動交流館条例第6条 鹿沼文化活動交流館条例施行規則第5条 社会教育法第23条
	基準 (未設定の場合はその理由)	文化活動交流館利用の許可の基準 1 文化活動交流館利用許可申請に対する許可(条例第5条) (1) 交流館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、交流館の施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、指定管理者の承認を得なければならない。 2 文化活動交流館利用許可基準(条例第6条) 指定管理者は、交流館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又は交流館の利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。 (4) その他交流館の管理上支障があると認めるとき。 (5) 交流館の利用に当たっては、(1)から(4)までの規定のほか、社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定を準用する。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成14年10月26日設定 平成16年 8月 1日変更(許認可基準の明確化) 平成18年 4月 1日変更(指定管理者制度導入に伴う改正) 平成25年 3月 1日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成14年10月26日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.29
---------	-------	---------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	3 社会教育法第 2 3 条の規定 公民館は、次の行為を行ってはならない。 (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 (3) 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。 4 利用許可の申請 (規則第 5 条) (1) 申請者は、鹿沼市文化活動交流館利用許可申請書 (様式第 1 号。以下この条において「申請書」という。) を指定管理者に提出しなければならない。 (2) 前項の規定による申請書の提出は、次の区分に応じて掲げる期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。 ア ギャラリーについては、利用しようとする日 (以下「利用日」という。) の属する月の前 1 2 月から利用日の前 3 0 日までの間 イ 多目的創作工房室又は石蔵については、利用日の属する月の前 3 月から利用日までの間
------	---------------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容	使用料の減免	教 No.33
---------	--------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市文化活動交流館条例第13条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 鹿沼市文化活動交流館使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成14年10月26日設定 平成25年 3月 1日変更(減免規定の明確化) 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成14年10月26日設定 平成21年 3月 1日変更(標準処理期間の延長(1日 7日)) 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.35
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市民文化センター条例第4条
審査基準	関係条項	鹿沼市民文化センター条例第5条 鹿沼市民文化センター条例施行規則第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市民文化センター利用の許可の基準 1 市民文化センター利用許可申請に対する許可(条例第4条) (1) 市民文化センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。 2 市民文化センター利用許可基準(条例第5条) 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 (裏面へ)
	参考事項	市民文化センター貸付要領
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成16年 8月 1日変更(許認可基準の明確化) 平成18年 4月 1日変更(指定管理者制度導入に伴う改正) 平成20年 4月 1日変更(展示室の名称変更) 平成25年 3月 1日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1 大・小ホール 総日数 7日(休日は含まない。) 2 会議室 総日数 1日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成22年 2月 1日変更(審査会の迅速化) 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.35
---------	-------	---------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	3 利用許可の申請(規則第5条) (1) 申請者は、鹿沼市民文化センター利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。 (2) 前項の申請書は、次の区分に従って定められた期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 ア ホール及びホール附属室については、利用日の属する月の前12か月から利用日の前30日までの間。ただし、ホール附属室を単独で利用する場合は、利用日の前29日から利用日までの間 イ 多目的ギャラリーについては、利用日の属する月の前12か月から利用日の前20日までの間 ウ 会議室、視聴覚室、創作室、天体観測室、プラネタリウム(以下「会議室等」という。)については、利用日の属する月の前3か月から利用日までの間。ただし、会議室等をホール又は多目的ギャラリーと併用して利用する場合は、前号本文の期間 エ 創作室、天体観測室及びプラネタリウムについては、専用して利用する場合に限り前号本文の期間
------	---------------------	--

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 文化課

不利益処分の内容	利用許可の取消し	教 No.36
----------	----------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市民文化センター条例 8 条
処分基準	関係条項	鹿沼市民文化センター条例 4 条、第 5 条及び第 7 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市民文化センター利用許可の取消し等 1 市民文化センター利用許可の取消し基準(第 8 条) 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。 (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 第 4 条第 2 項の規定により付した許可の条件に違反したとき。 (3) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条の規定に違反したとき。 2 第 4 条第 2 項の規定 指定管理者は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。 3 第 5 条の規定 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしてはならない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 4 第 7 条の規定 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
	参考事項	市民文化センター貸付要領
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定 平成 18 年 4 月 1 日変更(指定管理者制度導入に伴う改正) 平成 25 年 3 月 1 日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理)

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容	特別の設備の設置等の許可	教 No.37
---------	--------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市民文化センター条例第9条第1項	
審査基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定()(将来的に申請の対象が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。)	
	参考事項	市民文化センター貸付要領	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 15日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()	

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容	使用料等の還付	教 No.38
---------	---------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市民文化センター条例第 1 2 条
審査基準	関係条項	鹿沼市民文化センター条例施行規則第 1 5 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 使用料等の還付 (条例第 1 2 条) 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができなくなったとき。 (2) 規則で定める期間内に、利用許可の取消し又は変更を申し出たとき。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 2 使用料等の還付 (規則第 1 5 条) (1) 条例第 1 2 条ただし書の規定により使用料等を還付するときの基準は、次のとおりとする。 ア 条例第 1 2 条第 1 号に該当するときは、既に納付した使用料等の全額 イ 条例第 1 2 条第 2 号及び第 3 号に該当するときは、既に納付した使用料等の 2 分の 1 (2) 前項の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、次の区分に応じて掲げる期間内に鹿沼市民文化センター使用料等還付申請書を市長に提出しなければならない。 ア ホール及びホール附属室については、利用日の前 3 0 日までの間 イ 多目的ギャラリーについては、利用日の前 2 0 日までの間 ウ その他の施設については、利用日の前日までの間
	参考事項	市民文化センター貸付要領
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (食堂の廃止に伴う引用条項の整理) 平成 年 月 日変更 ()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容	使用料等の減免	教 No.39
---------	---------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市民文化センター条例第 1 3 条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 鹿沼市民文化センター使用料等の減免承認基準 市長は、利用者において使用料等を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料等の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	市民文化センター貸付要領
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更(減免規定の明確化) 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 1 年 3 月 1 日変更(標準処理期間の延長(1 日 7 日)) 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 文化課

不利益処分の内容	入館の禁止等	教 No.41
----------	--------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市民文化センター条例施行規則第 1 1 条
処分基準	関係条項	鹿沼市民文化センター条例施行規則第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市民文化センター入館の禁止等 (第 1 1 条) 指定管理者は、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に該当すると認められる者その他職員の指示に従わない者に対し入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。 2 第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定 (1) センター内の秩序、風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。(第 3 号) (2) 許可なくしてセンター内において寄附金の募集、物品及び飲食物の販売を行わないこと。(第 4 号)
	参考事項	市民文化センター貸付要領
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.42
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市木のふるさと伝統工芸館条例第 3 条第 1 項
審査基準	関係条項	鹿沼市木のふるさと伝統工芸館条例第 4 条 鹿沼市木のふるさと伝統工芸館条例施行規則第 5 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 木のふるさと伝統工芸館利用許可申請に対する許可 (条例第 3 条) (1) 木のふるさと伝統工芸館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける。 2 木のふるさと伝統工芸館利用許可基準 (条例第 4 条) (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。) を行うおそれがある者が利用し、又は工芸館の利用が暴力団 (同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 工芸館の施設若しくはその附属設備 (以下「施設等」という。) 又は展示品を滅失し、破損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他工芸館の管理上支障があると認められるとき。 3 木のふるさと伝統工芸館利用許可申請 (施行規則第 5 条) 木のふるさと伝統工芸館利用の許可を受けようとする者は、木のふるさと伝統工芸館利用許可申請書を市長に提出する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 6 年 8 月 1 日変更 (許認可基準の明確化) 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (暴力団排除条例の施行に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 2 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 スポーツ振興課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.62
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市体育館条例第 4 条
審査基準	関係条項	鹿沼市体育館条例第 5 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市体育館利用の許可の基準 1 鹿沼市体育館利用許可申請に対する許可 (条例第 4 条) (1) 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。 2 鹿沼市体育館利用許可基準 (条例第 5 条) 指定管理者は、体育館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の利用の許可をしてはならない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。) を行うおそれがある者が利用し、又は体育館の利用が暴力団 (同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備 (以下「施設等」という。) を破損するおそれがあると認めるとき。 (4) その他体育館の管理上支障があると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更 ()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 スポーツ振興課

許認可等の内容	利用団体の登録	教 No.66
---------	---------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市立小中学校施設の開放に関する条例第4条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 開放施設を利用することができるものは、鹿沼市内に在住又は在勤する者で構成する団体で、当該団体に利用責任者としての成人が含まれ、あらかじめ教育委員会に登録申請し、承認された団体とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 新年度分登録承認事務の場合 14日(休日は含まない。) 2 通常登録承認事務の場合 2日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 スポーツ振興課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.67
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市立小中学校施設の開放に関する条例第5条
審査基準	関係条項	鹿沼市立小中学校施設の開放に関する条例第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市立小中学校施設利用の許可の基準 1 鹿沼市立小中学校施設利用許可申請に対する許可(条例第5条) (1) 利用団体は、開放施設を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 (2) 教育委員会は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。 2 鹿沼市立小中学校施設利用許可基準(条例第6条) 教育委員会は、開放施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用の許可をしてはならない。 (1) 開放施設を破損するおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又は開放施設の利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 宗教的活動と認められるとき。 (4) 政治的活動と認められるとき。 (5) 営利を目的とすると認められるとき。 (6) その他開放施設の管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成16年 8月 1日変更(許認可基準の明確化) 平成25年 3月 1日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 スポーツ振興課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.72
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市粟野勤労者体育センター条例第4条
審査基準	関係条項	鹿沼市粟野勤労者体育センター条例第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市粟野勤労者体育センター利用の許可の基準 1 粟野勤労者体育センター利用許可申請に対する許可(条例第4条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、(1)の許可をする場合に条件を付することができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、指定管理者の承認を得なければならない。 2 粟野勤労者体育センター利用許可基準(条例第5条) 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 スポーツ振興課

許認可等の内容	団体による利用の許可	教 No.81
---------	------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市栗野 B & G 海洋センター条例施行規則第 4 条第 1 項
審査基準	関係条項	鹿沼市栗野 B & G 海洋センター条例第 4 条 鹿沼市栗野 B & G 海洋センター条例施行規則第 6 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市栗野 B & G 海洋センターの団体による利用の許可の基準 1 栗野 B & G 海洋センター団体利用許可申請に対する許可(規則第 4 条第 1 項及び第 2 項) (1) 海洋センターを団体で利用しようとする者は、鹿沼市栗野 B & G 海洋センター利用許可申請書(様式第 1 号)により指定管理者に申請しなければならない。 (2) (1)の規定による申請書の提出は、海洋センターを利用しようとする日前 10 日までの期間内とする。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。 2 栗野 B & G 海洋センター利用許可基準(条例第 4 条) 指定管理者は、栗野 B & G 海洋センターの団体利用許可申請が次の各号のいずれかに該当するときは、団体利用の許可をしない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又は海洋センターの利用が暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) 6 歳未満の者が付添いのないとき。 (5) 感染症にかかっていると認められるとき。 (6) その他海洋センターの管理上支障があると認められるとき。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 21 年 3 月 1 日設定 平成 25 年 3 月 1 日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 21 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 スポーツ振興課

許認可等の内容	団体による利用の許可	教 No.81
---------	------------	---------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	3 2 の許可は、海洋センターを団体で利用しようとする者が次に掲げる事項を遵守することを条件とする。 (1) 収容人員を超えて入場させないこと。 (2) 海洋センター内の秩序、風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。 (3) 第 3 条第 1 項の規定による申請の目的以外に利用しないこと。 (4) 利用時間を厳守すること。 (5) 許可された以外の附属設備は使用しないこと。 (6) 所定の場所以外で喫煙しないこと。 (7) 小学校第 3 学年以下の利用者には保護者又は引率者が付き添うこと。 (8) 指定管理者の指示に従うこと。
------	-----------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 スポーツ振興課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.83
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市粟野コミュニティスポーツ施設条例第3条
審査基準	関係条項	鹿沼市粟野コミュニティスポーツ施設条例第4条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市粟野コミュニティスポーツ施設利用の許可の基準 1 粟野コミュニティスポーツ施設利用許可申請に対する許可(条例第3条) (1) スポーツ施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 (2) 教育委員会は、スポーツ施設の施設管理上必要があると認めるときは、(1)の許可をする場合に条件を付することができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、教育委員会の承認を得なければならない。 2 粟野コミュニティスポーツ施設利用許可基準(条例第4条) 教育委員会は、スポーツ施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はスポーツ施設の利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 スポーツ振興課

許認可等の内容	利用の許可	教 No.89
---------	-------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市栗野トレーニングセンター条例第4条
審査基準	関係条項	鹿沼市栗野トレーニングセンター条例第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市栗野トレーニングセンター利用の許可の基準 1 栗野トレーニングセンター利用許可申請に対する許可(条例第4条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、(1)の許可をする場合に条件を付することができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、教育委員会の承認を得なければならない。 2 栗野トレーニングセンター利用許可基準(条例第5条) 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 自然体験交流センター

許認可等の内容	利用の許可	教 No. 9 5
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市自然体験交流センター条例第3条
審査基準	関係条項	鹿沼市自然体験交流センター条例第4条 鹿沼市自然体験交流センター条例施行規則第4条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市自然体験交流センター利用の許可の基準 1 自然体験交流センター利用許可申請に対する許可(条例第3条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。 2 自然体験交流センター利用許可基準(条例第4条) 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) 宿泊してセンターを利用しようとする者が未成年で成年の引率者がいないとき。 (5) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 自然体験交流センター

許認可等の内容	利用の許可	教 No. 9 5
---------	-------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	3 利用許可の申請 (規則第 4 条第 2 項) 前項の規定による申請書は、次に掲げる期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 (1) 宿泊室、テント又はコテージ (以下「宿泊施設」という。) の申請者は、利用を開始しようとする日 (以下「利用日」という。) の属する月の前 5 月から利用日の前 5 日までの期間 (2) 体験棟又は野外炊事場の申請者で宿泊施設を利用しないものは、利用日の属する月の前 3 月から利用日の前 5 日までの期間

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 自然体験交流センター

許認可等の内容	食堂又は売店の専用利用の許可	教 No.98
---------	----------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市自然体験交流センター条例第11条第1項
審査基準	関係条項	食堂：鹿沼市自然体験交流センター食堂業務業者募集要項第10条 売店：鹿沼市財務規則第124条第1項第1号
	基準 (未設定の場合はその理由)	食堂：応募資格(第10条) (1) 所得税、地方税等を滞納していないこと。 (2) 参加申込書提出時に、会社更生法に基づく公正手続きの開始申し立てがなされていないこと。 (3) 参加申請書提出時から過去5年間、食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと。 (4) 3年以上の経験を持つ法人業者であること (5) 鹿沼市自然体験交流センターにふさわしい食堂経営ができること。 売店：行政財産の使用(鹿沼市財務規則第124条第1項第1号) 行政財産は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる場合に限り、その使用を許可することができる。 (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 食堂：180日(休日は含まない。) 売店： 7日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 自然体験交流センター

許認可等の内容	使用料等の減免	教 No.99
---------	---------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市自然体験交流センター条例第12条
審査基準	関係条項	自然体験交流センター運用に関する基準第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市自然体験交流センター使用料の減免承認基準 1 鹿沼市自然体験交流センター使用料の減免承認基準(条例第12条) 市長は、使用料又は基本使用料(以下「使用料等」という。)を納入できないやむを得ない事情があり、又は使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料等の一部又は全部に相当する額を免除することができる。 2 鹿沼市自然体験交流センター使用料の減免承認基準(基準第6条) (基準第6条第1項の規定) センターの運営については、補助事業の採択要件に規定された独立採算を目指すものであるため、学校利用も含めて規則第11条に規定する使用料等の減免は行わない。 (基準第6条第2項の規定) 前項にかかわらず基本使用料については、市長がやむを得ないと認めた場合に限り減免ができるものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成22年 2月 1日変更(使用料等の減免は行わない) 平成23年 2月 1日変更(基本使用料の減免の一部緩和)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 21日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成22年 2月 1日変更(使用料等の減免は行わない) 平成23年 2月 1日変更(基本使用料の減免)

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会 図書館

許認可等の内容	レファレンスの申込み	教 No.105
---------	------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例施行規則第8条
審査基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例施行規則第9条から第11条まで、同規則第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(規則第8条) 1 レファレンスの原則 レファレンスは、主として館内の図書館資料に基づいて回答するものとする。 (規則第9条) 2 レファレンスの範囲 レファレンスの範囲は、次のとおりとする。 (1) 図書館資料の利用案内 (2) 図書館資料の所蔵調査及び所蔵機関の紹介 (3) 図書館資料の書誌的事項の調査 (4) 図書館資料の検索方法に係る援助 (5) 特定主題に関する図書館資料の紹介 (6) 適切な回答を得られる機関等の紹介 (規則第10条) 3 回答を行わない事項等 (1) 次に掲げる事項についてのレファレンスの依頼に対しては、回答を行わないものとする。 ア 古文書、美術品等の鑑定 イ 法律相談及び医療相談 ウ 文献の解読 エ 翻訳 オ 学習課題及び懸賞問題の解答 カ その他回答することが不適当と認められる事項 (2) 館長は、著しく経費又は時間を要し、他のレファレンス業務に支障を及ぼすおそれのある依頼に対し、回答を断ることができる。 (規則第11条) 4 レファレンスの申込みの方法等 (1) レファレンスを依頼しようとする者は、口頭、電話、文書その他の方法により申し込むことができる。 (2) 口頭又は電話によるレファレンスの申込みは、開館時間内(鹿沼市立図書館東分館の多目的室の開館時間を除く。)に行わなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成26年 3月 1日変更(審査基準の見直し) 平成26年 4月 1日変更(「館長」を「指定管理者」と読み替え)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日から1週間程度(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会 図書館

許認可等の内容	図書館資料の複写	教 No.106
---------	----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例施行規則第12条
審査基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例施行規則第12条及び第13条、同規則第3条 著作権法第31条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	(規則第12条) 1 利用者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する 範囲内で図書館資料の複写サービスを受けることができる。 2 次に掲げる著作物については、その全部について複写することがで きる。 (1) 発行後相当期間を経過した逐次刊行物に掲載された個々の著作物 (2) 著作権者の許諾を得た著作物 (3) 著作権の目的となっていない著作物 (規則第13条) 3 次に掲げる図書館資料は、複写することができない。 (1) 複写により損傷するおそれのあるもの (2) 寄託された資料で寄託契約において複写の禁止を特約したもの (3) その他館長が複写することを不適當と認めるもの
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成26年 4月 1日変更(館長等を「指定管理者」と読み替え) 平成 年 月 日変更()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会 図書館

許認可等の内容	利用者の登録	教 No.107
---------	--------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例施行規則第16条
審査基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例施行規則第15条、同規則第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(規則第15条) 1 個人貸出の対象者 個人貸出を受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者 (2) 館長が図書館奉仕に支障のない範囲で適当と認める者 (規則第16条) 2 利用者の登録 個人貸出を受けようとする利用者は、あらかじめ利用者登録申請書(様式第2号)に身分を証明する書類等を添えて館長に提出し、利用者としての登録を受け、利用者カード(様式第3号)の交付を受けなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 26年 4月 1日変更(「館長」を「指定管理者」と読み替え) 平成 年 月 日変更()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会 図書館

許認可等の内容	図書館資料の貸出し	教 No.109
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例施行規則第21条
審査基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例施行規則第21条及び第22条、同規則第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(規則第21条) 1 図書館資料の貸出しを受けようとする利用者は、利用者カード又はインターネットを利用してスマートフォン等の通信端末機器に表示する利用者カードに係る情報を職員に提示しなければならない。 2 1回に貸出しを受けることができる図書館資料の数は、1人につき、視聴覚資料以外の図書館資料にあっては15点まで、視聴覚資料にあっては5点までとする。 3 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から起算して14日以内とする。 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、貸出しができる図書館資料の数及び貸出期間を変更することができる。 (規則第22条) 5 次に掲げる図書館資料は、貸出しを行わないものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (1) 貴重な図書、辞典及び美術品 (2) レファレンスに必要な図書 (3) その他館長が貸出しを不適当と認めるもの
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成23年 4月 1日変更(貸出し点数の増加) 平成26年 4月 1日変更(館長等を「指定管理者」と読み替え) 平成29年 7月 1日変更(貸出し点数の増加) 令和 7年 4月 1日変更(スマートフォン等の規定を改正)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会 図書館

不利益処分の内容	図書館資料を返納しない場合の措置	教 No.110
----------	------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例施行規則第23条
処分基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例第6条、同規則第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(規則第23条) 1 返納しない場合の措置 (1) 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が貸出期間内に図書館資料を返納しないときは、期間を定めて図書館資料の貸出しを停止することができる。 (2) 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後30日を経過しても返納しないときは、紛失したものとみなし、条例第6条の規定を適用する。 (条例第6条) 2 利用者は、図書館の資料、器具、設備等を著しく汚損し、若しくは破損し、又は紛失したときは、現品又はこれに相当する代価をもって、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成26年 4月 1日変更(館長等を「指定管理者」と読み替え) 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会 図書館

不利益処分の内容	利用者登録の取消し等	教 No.111
----------	------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例施行規則第 2 0 条
処分基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例施行規則第 1 7 条及び第 1 8 条、同規則第 3 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(規則第 2 0 条) 1 館長は、利用者が偽りその他不正な手段により利用者カードの交付を受けたとき又は第 1 7 条若しくは第 1 8 条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて図書館資料の貸出しを停止することができる。 2 館長は、長期間にわたり利用者カードを使用していない利用者又は所在不明となった利用者の登録を取り消すことができる。 (規則第 1 7 条) 3 利用者カードの交付を受けた者が、利用者カードを紛失し、若しくは破損し、又は住所、氏名、勤務先等の利用者登録申請書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。 (規則第 1 8 条) 4 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 6 年 4 月 1 日変更 (館長等を「指定管理者」と読み替え) 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会 図書館

許認可等の内容	図書館資料の郵送貸出	教 No.112
---------	------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例施行規則第24条
審査基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例施行規則第16条から第23条まで(第21条第1項を除く。)、同規則第3条 身体障害者福祉法第15条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(規則第24条) 1 郵送貸出を受けることができる者は、市内に居住する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下単に「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者で視覚障害1級から6級までのもの (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で肢体不自由1級から6級までのもの (3) 前2号に掲げる者に準ずる者で郵送貸出以外に図書館資料の利用が困難と認められるもの (規則第24条第3項、規則第21条) 2 1回に貸出しを受けることができる図書館資料の数は、1人につき、視聴覚資料以外の図書館資料にあつては15点まで、視聴覚資料にあつては5点までとする。 3 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から起算して1月以内とする。 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、貸出しができる図書館資料の数及び貸出期間を変更することができる。 (規則第22条) 5 次に掲げる図書館資料は、貸出しを行わないものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (1) 貴重な図書、辞典及び美術品 (2) レファレンスに必要な図書 (3) その他館長が貸出しを不適当と認めるもの
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成23年 4月 1日変更(貸出し点数の増加) 平成26年 4月 1日変更(館長等を「指定管理者」と読み替え) 平成29年 7月 1日変更(貸出し点数の増加)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(平成 年 月 日変更())

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会 図書館

許認可等の内容	図書館資料の団体貸出	教 No.113
---------	------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例施行規則第25条
審査基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例施行規則第16条から第23条まで、同規則第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(規則第25条) 1 団体貸出を受けることができるものは、市内の自治会及びその支部、事業所、勤労者の団体、社会教育団体その他これらに類する団体で館長が適当と認めるものとする。 2 団体貸出を受けようとするものは、団体貸出利用申請書(様式第4号)に利用者名簿を添えて、館長に提出しなければならない。 3 団体貸出に係る図書館資料の管理は、当該団体の代表者が行う。 (規則第25条第4項、規則第21条) 4 図書館資料の貸出しを受けようとする利用者は、利用者カード又はインターネットを利用してスマートフォン等の通信端末機器に表示する利用者カードに係る情報を職員に提示しなければならない。 5 1回に貸出しを受けることができる図書館資料の数は、1人につき50点まで、視聴覚資料にあっては5点までとする。 6 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から起算して1月以内とする。 7 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、貸出しができる図書館資料の数及び貸出期間を変更することができる。 (規則第22条) 8 次に掲げる図書館資料は、貸出しを行わないものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (1) 貴重な図書、辞典及び美術品 (2) レファレンスに必要な図書 (3) その他館長が貸出しを不適当と認めるもの
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成26年 3月 1日変更(審査基準の見直し) 平成26年 4月 1日変更(館長等を「指定管理者」と読み替え)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会 図書館

許認可等の内容	会議室等の利用の許可	教 No.116
---------	------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市立図書館条例第8条、施行規則第33条
審査基準	関係条項	鹿沼市立図書館条例第4条、規則第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(条例第8条) 1 図書館の会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 (条例第4条第2項) 2 条例第4条第1項の規定により指定管理者に東分館の管理を行わせる場合において、第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (規則第33条) 3 条例第8条の規定により許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、会議室等利用申請書(様式第8号)を教育長に提出しなければならない。 4 教育長は、会議室等の利用を許可したときは、会議室等利用許可書(様式第9号)を申請者に交付するものとする。 5 教育長は、会議室等の利用について、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき、営利を目的とするときその他管理上支障があると認められるときは、利用を拒否し、又は停止し、若しくは許可を取り消すことができる。 (規則第3条第2項) 6 規則第3条第1項に規定する場合における東分館の管理に関する第33条の規定の適用については、これらの規定中「館長」、「職員」及び「教育長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成26年 4月 1日変更(館長等を「指定管理者」と読み替え) 平成 年 月 日変更()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。